

# パブリックコメント募集に関する指針

平成 19 年 10 月

八 幡 市

# パブリックコメント募集に関する指針

## 趣旨

この指針は、地方自治体の自己決定権の拡大に伴い、市政への市民参画を進めるため、市の重要な計画等の策定に際して、広く市民等の声を聞くパブリックコメント募集にあたっての基準について定めるものです。

## 対象とする計画等

この指針の対象は、総合計画等市の基本的な政策を定める計画、個別行政分野において広く市民生活に影響を与える基本的な施策を定める計画等とします。

但し、次のいずれかに該当する場合は、パブリックコメントの募集を行わないことができるものとします。

- (1) 迅速性または緊急性を要するものまたは軽微なもの
- (2) 地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により議会に提案されるもの
- (3) 法令等により、パブリックコメントに準じる意見の提出が行われるもの

## 募集対象とする市民等

募集対象とする市民等は、次のとおりとします。

- (1) 市内在住・在勤・在学者
- (2) 市内に事務所、事業所を有する者
- (3) (1)(2)に掲げるものの他、その他必要と認める者

## 募集の方法

### 1 計画等の公表

パブリックコメントの募集に際しては、当該計画の案と次の資料も併せて公表します。

- (1) 当該計画等の趣旨、目的、背景等
- (2) 当該計画等の案を理解するために必要な資料

### 2 公表の方法

計画等の公表の方法は、次のとおり行います。

- (1) 広報紙及びホームページへの掲載
- (2) 当該計画担当課及び情報公開コーナーでの閲覧

### 3 意見提出の期間及び方法

意見提出の期間は、計画等の公表後20日以上設けます。その方法は、次のとおりとします。また、意見提出をされる市民等に対して、住所、氏名を明らかにされるよう求めます。なお、市外在住者に対しては、在学する学校名、勤務する事業所名、所有する事務所・事業所名も明らかにされるよう求めます。

- (1) 郵送 「市民の声」記入用紙による郵送
- (2) ファックス 「市民の声」記入用紙によるファックス送信
- (3) メール ホームページ内からのメール送信
- (4) 窓口 当該計画等の担当課窓口での「市民の声」記入用紙の提出

### 4 意見の計画等への反映

市民等から提出された意見は、当該審議会等で十分検討を行い判断し、できるだけ計画等に反映するように努めます。また、提出された意見とその意見に対する審議会等の考え方について、ホームページに掲載します。